

企画提案参加申込書兼質問書

年 月 日

神戸市長 宛

(団体名)

(代表者)

(所在地) 〒

令和 7 年度「地域活動に取り組む NPO や地域団体等に対する資金調達力向上のための支援事業(講座・伴走支援)」に係る委託事業者の公募型プロポーザルに参加します。

【本件業務の担当者】

担当者名前	
所属・役職	
所在地	〒
電話番号	
E メールアドレス	

【令和 6・7 年度神戸市入札参加資格(工事請負又は物品等)の有無(いずれかをチェックしてください)】

☐有している

☐有していない → ・法人登記簿謄本又は登記事項全部証明書

※提出日時点で発行日より 3 か月以内のもの

・国税及び地方税の納税証明書

※直近 1 か年分

・暴力団関係者排除に係る誓約書(様式 4)

【質問の有無（いずれかをチェックしてください）】

☐有 → 下記に質問内容を記入のうえ、ご提出ください。

☐無

	内 容
1	
2	
3	
4	
5	

※令和7年6月6日（金）17時までにご提出ください。

期限を過ぎたものは受付できませんのでご了承ください。

※1枚に収まらない場合は、本様式を適宜複写してご利用ください。

令和7年度「地域活動に取り組む NPO や地域団体等に対する資金調達力
向上のための支援事業（講座・伴走支援）」に係る委託事業者
公募型プロポーザル参加資格確認書

神戸市長宛

当社は次に掲げる要件をすべて満たしている者です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- (3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団排除要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (5) 本業務の遂行にあたり、連絡、調整、打ち合わせ等に際し迅速に対応できる体制を有していること。
- (6) 納期が到来している所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税を滞納していないこと。
- (7) 共同企業体で参加する場合は、代表者及び構成員が上記（1）から（6）までのすべてを満たすこと。なお、本市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に関する事務処理についても代表者が自己の名義をもって行うこととする。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

年 月 日

（申請者）
所在地
団体名
代表者名

印

共同企業体認定申請書

年 月 日

神戸市長 宛

共同企業体名
(代表者) 所在地
団体名
氏 名

件名：令和7年度「地域活動に取り組むNPOや地域団体等に対する
資金調達力向上のための支援事業（講座・伴走支援）」

上記件名の公募に参加するため、共同企業体を結成し、下記のとおり代表者及び代表者の権限を
構成員全員一致で定めましたので、届け出ます。

なお、当該件名の委託事業者を選定された場合は、各構成員は「地域活動に取り組むNPOや地域
団体等に対する資金調達力向上のための支援事業（講座・伴走支援）」の委託事業者としての業務
の遂行に伴い当共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して債務を負います。

共同企業体	名 称	
	所 在 地	
	代 表 者	代表者印
共同企業体の 構成員 (共同企業体の 代表者を含む)	所 在 地 団 体 名 代表者氏名	代表者印
	所 在 地 団 体 名 代表者氏名	代表者印
共同企業体の成 立・解散の時期 及び存続期間	年 月 日から委託契約終了後3か月を経過する日まで。ただし、当共同企業体が上記件名の委託事業者とならなかったときは、当該指定を受けることができなかった日に解散するものとします。また、当共同企業体の構成団体の加入、脱退又は除名については、事前に神戸市の承認がなければこれを行うことができないものとします。	
代表者の権限	1 公募の申請に関する件 2 神戸市との委託契約に関する件 3 経費の請求受領に関する件 4 その他契約に関する件	
その他	1 本届出書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできません。 2 代表者の権限に属する事項以外の事項については、構成員全員で構成する運営委員会において、多数決により決するものとします。	

(備考) 共同企業体の構成員の数が3以上になる場合は、この様式に準じて様式を作成してください。

暴力団関係者排除に係る誓約書

年 月 日

神戸市長 宛

所在地

団体名

代表者名

印

「地域活動に取り組む NPO や地域団体等に対する資金調達力向上のための支援事業（講座・伴走支援）」に係る委託契約（以下「本契約」という。）に関するプロポーザルに参加するにあたり、「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」（平成 22 年 5 月市長決定。以下「暴力団等排除要綱」という。）第 5 条各号に基づき、貴市が行うすべての契約等からの暴力団等を排除していることを認識したうえで、下記の事項について事実と相違ないことを誓約します。

なお、これらの事項に反する場合、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- (1) 暴力団等排除要綱第 5 条第 1 項各号のいずれにも該当しません。
- (2) 暴力団等排除要綱第 5 条第 1 項各号に該当する事由の有無を確認するため県警へ照会を行うことに合意し、貴市の求めに応じ速やかに役員等名簿の提出を行います。
- (3) 暴力団等排除要綱第 5 条第 1 項各号に該当する者を下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）又は本契約の履行に関連する契約の相手方（以下「下請負人等」という。）としません。また、県警への照会の結果又は県警からの通報により、下請負人等が暴力団等排除要綱第 5 条第 1 項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合には、元請人の責任において当該下請負人等との契約を速やかに解除します。また、貴市の求める期限内に当該下請負人等との契約の解除ができない場合には、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。
- (4) 当該契約に関して元請として下請等と契約を締結する際、下請負人に対し神戸市長あて誓約書の提出を求め、暴力団等排除要綱第 5 条第 1 項各号のいずれにも該当しないことの確認を行います。

また、契約に係る一連の手続きにおいて、締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者等に関して貴市が県警照会の必要性を認めた場合、関係者に対して当該誓約書の趣旨を説明のうえで関係者より誓約書及び役員等名簿の提出を求め、速やかに貴市に対して提供を行います。

- (5) 暴力団等排除要綱第 5 条第 1 項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、県警からの回答等の内容について、外郭団体等を含む貴市関係部局が情報を共有すること、並びに暴力団等排除要綱に従い措置対象者名等について公表を行うことについて承諾します。